

青森県報

号外第六十三号

平成二十三年
六月三十日
(木曜日)

目 次

条 例

青森県東日本大震災復興基金条例……………	(生活再建・ 産業復興局) ……	二
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例……………	(人 事 課) ……	四
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……	五
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……	六
青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部 を改正する条例……………	(教 育 庁 教職員課) ……	七
青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例	(農村整備課) ……	八
青森県県税条例等の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……	九

青森県東日本大震災復興基金条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県東日本大震災復興基金条例

(設置)

第一条 東日本大震災に際し県が受け入れた寄附金等により、東日本大震災からの復興（以下「震災復興」という。）のための事業に要する経費及び当該事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県東日本大震災復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、東日本大震災に際し県が受け入れた寄附金等のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

一 避難所等の防災機能の強化その他の安心で安全な地域づくりに関する事業

二 震災復興後の社会を担う子ども防災教育等に関する事業

三 東北各県と連携して行う震災復興の推進に関する事業

四 震災復興に取り組む社会的気運の醸成に関する事業

五 その他震災復興に関する事業

2 前項に定めるもののほか、基金は、同項各号に掲げる事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県地域振興基金の処分)

2 青森県地域振興基金は、青森県地域振興基金条例（平成二年三月青森県条例第一号）第五条に定めるもののほか、基金の積立てに要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年一・二パーセント

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の七の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第四条の八 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第四条の六第一項中「法附則第五条の四第一項」とあるのは「法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、前条第一項中「法附則第五条の四の二第一項」とあるのは「法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年八月二日から施行する。

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の下に「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を、「経費」の下に「並びに東日本大震災により被災した幼児、児童又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業に要する経費及び当該事業を行う市町村に対する補助に要する経費」を加える。

第二条中「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の下に「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を加える。

第五条中「私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための事業
- 二 東日本大震災により被災した幼児、児童又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて、次に掲げるもの
- イ 私立学校の幼児、児童又は生徒の授業料等の減免のための事業

ロ 高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与のための事業

ハ その他幼児、児童又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業

第五条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、基金は、同項第二号ハに掲げる事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例（平成九年三月青森県条例第四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条の二中「五千円」を「二千元」に改め、同条第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

第八十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十条第一項中「政令第三十九条の二の四第一項に規定する」を「法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定める」に、「同条第二項に規定する」を「同条第一項に規定する政令で定める」に改める。

第九十三条の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項を次のように改める。

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の

十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業の施行に伴い同条第四号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第一百八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

第九十三条の四第二項中「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」を「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第一百八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」に改め、同条第三項中「市街地再開発組合」を「再開発会社」に、「組合員」を「者」に改め、同条第五項及び第六項中「市街地再開発組合」を「再開発会社」に改め、同条第八項から第十五項までを削る。

第九十三条の五を削る。

第九十三条の六第一項中「及び次条」を削り、「政令第三十九条の六に」を「法第七十三条の二十七の五第一項に規定する政令で」に、「政令第三十九条の七に規定する」を「法第七十三条の二十七の五第一項に規定する政令で定める」に改め、同条第四項中「第九十三条の四第四項」を「前条第四項」に改め、同条を第九十三条の五とする。

第九十三条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第一項中「政令第三十九条の七の二に規定する」を「法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は農地保有合理化法人等」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第九十三条の六とする。

第九十三条の八及び第九十三条の九を削り、第九十三条の十を第九十三条の七とする。

第百条の四を第百条の五とし、第百条の三の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第百条の四 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第百条の二第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の処分は、知事が定める。

第百一条の二中「第百条の四」を「第百条の五」に改める。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第百二十四条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第百三十一条の規定による申告書を同条各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の処分は、知事が定める。

第百五十七条第一項中「前条」を「前条」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第百六十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十二条第一項中「正当な」を「正当な」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第二百二十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第四条の八の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の九 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十九条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第五条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第一項」を「第四条の七第一項」に改める。

附則第八条の四の二を附則第八条の四の三とし、附則第八条の四の次に次の一条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等に係る県民税の利子割の課税の特例)

第八条の四の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

附則第九条第二項を削り、同条を附則第八条の九とし、附則第九条の二を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

第九条の二 法附則第十二条の二の二第一項の条例で定める路線は、地域住民の生活交通の確保のため国が交付する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供するバス路線のうち知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものである。

附則第十二条の二第二項中、「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。

附則第十三条第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして法附則第十一条の四第一項に規定する総務省令で定めるもの」を加え、

「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「青森県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年六月青森県条例第四十二号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この項において「特別措置法」という。）第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「同表の中欄に掲げる認定が平成二十一年六月二十二日から平成二十三年六月三十日まで」を「特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定（特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が青森県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年六月青森県条例第四十二号）の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第一号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「政令附則第九条の三第一項に規定する」を「法附則第十一条の四第三項に規定する政令で定める」に、「同条第一項に規定する」を「同項に規定する政令で定める」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る特別措置法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十三条第五項」を「附則第十三条第三項」に、「政令附則第九条の三第二項に規定する建設計画中の不動産」を「遊休状態にある不動産で附則第十三条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る事業の用に供するものとして建設計画（事務所の用に供する不動産並びに宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産、従業員の福利及び厚生用に供する不動産その他他の者に貸し付ける不動産の建設に係るものを除く。）が確定しているもの」に、「附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる」を「附則第十三条第三項に規定する」に、「同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡若しくは」を「同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業の譲渡又は」に改め、「又は同欄に掲げる計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を

除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた日」を削り、「同表の中欄に掲げる」を「附則第十三条第三項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第十一条の四第五項に規定する政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第九十条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、同条第一項に規定する政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第十条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十三条の二第二項中、「前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に、「これらの規定の」を「第九十三条の二第一項の規定の」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち附則第十三条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の

部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち附則第十三条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」に改め、同項の表を削る。

附則第十三条の三中「又は附則第十三条第三項」及び「附則第十三条第三項」を削る。

附則第十七条を削る。

附則第十八条中「附則第十八条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第十七条とする。

(青森県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 青森県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年六月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、附則第六項中「改正後の条例」を「青森県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年六月青森県条例第四十二号)第一条の規定による改正後の青森県県税条例」に、「第四十一条の十八の三」「を「同条第三項」」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改め、附則第九項及び第十六項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中青森県県税条例第七条第一項及び第八十七条第一項の改正規定、同条例第百条の四を同条例第百条の五とし、同条例第百条の三の次に一条を加える改正規定、同条例第百一条の二の改正規定、同条例第百三十四条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第百五十七条第一項、第百六十七条第一項、第百九十二条第一項及び第二百二十一条第一項の改正規定並びに附則第八項の規定は公布の日から起算して二月を経過した日から、第一条中同条例第三十九条の二の改正規定並びに同条例附則第四条の八の次に一条を加える改正規定

及び同条例附則第五条第二項の改正規定（「前条第一項」を「第四条の七第一項」に改める部分に限る。）、「第二条中青森県税条例の一部を改正する条例附則第六項の改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は平成二十四年一月一日から、第一条中青森県税条例附則第五条の改正規定（同条第二項の改正規定（「前条第一項」を「第四条の七第一項」に改める部分に限る。）を除く。）及び附則第三項の規定は平成二十五年一月一日から、第一条中同条例附則第十三条に一項を加える改正規定は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県税条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第三十九条の二及び附則第四条の九の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する改正後の条例第三十九条の二各号に掲げる寄附金について適用する。

3 改正後の条例附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の青森県税条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の青森県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に第一条の規定による改正前の青森県税条例附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

6 第一条の規定による改正後の青森県県税条例附則第九条の二の規定は、施行日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

7 第二条の規定による改正後の青森県県税条例の一部を改正する条例附則第六項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 この条例の公布の日から起算して二月を経過した日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭